

令和2年度 地方財政対策について

主計局主計官 吉沢 浩二郎

1. はじめに

(1) 地方交付税交付金制度の仕組み

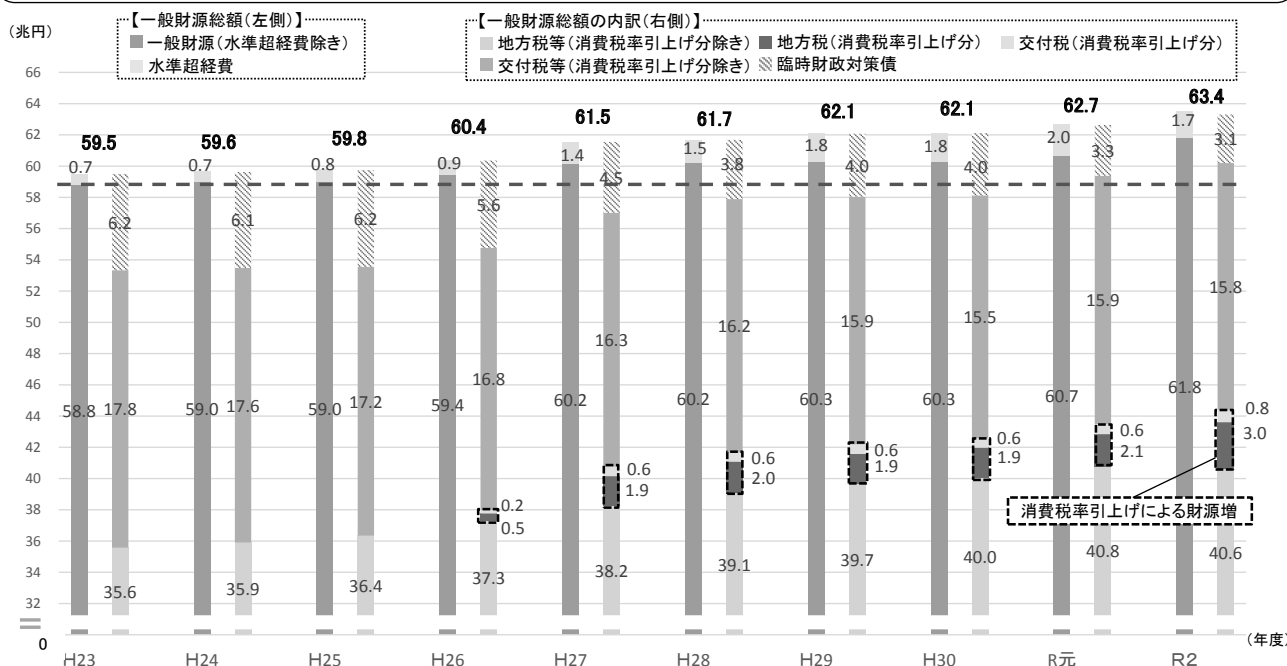
一般会計歳出に計上される地方交付税交付金（入口ベース）は、地方交付税法において、国税収入額の一定割合（令和2年度は所得税及び法人税の収入額の33.1%、酒税の収入額の50%、消費税の収入額の

19.5%）と規定されている*1が、入口ベースの地方交付税交付金の総額及び実際に地方公共団体に交付される地方交付税交付金（出口ベース）*2の総額は、地方財政全体の収支見通し（地方財政計画）を通じて決定される。

具体的には、地方歳出の総額と、地方税、地方交付税交付金、地方債、国庫支出金などの地方歳入の合計

【資料：地方一般財源総額の推移】

- 一般財源総額実質同水準ルールに基づく毎年度の予算編成の結果、地方の一般財源総額は、不交付団体の水準超経費（※）や消費税率の引上げに伴う社会保障の充実等に相当する分を上乗せした水準で維持されている。
※ 水準超経費（＝不交付団体の基準財政収入が基準財政需要を超過する額）を含めて一般財源総額を同額とした場合、不交付団体における税収増に伴って交付団体の財源（地方交付税）が減少することとなる。
- この結果、地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保しつつ、地方税収等の増加（消費税率の引上げを含む）等に伴って、臨時財政対策債が減少。



*1) この法定率に加え、過去の地方財政対策における国と地方の貸し借りなどに起因して地方交付税法附則等によって後年度に加算することが定められている額の加算（法定加算等）及び過年度の精算が加減算される。
*2) 地方団体に実際に交付される地方交付税（出口ベース）は、一般会計に計上される金額（入口ベース）に、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」という。）からの財源を加えた金額となる。

額を見積もり、両者の間に乖離（歳出歳入ギャップ）が生じる場合、国と地方が折半し、地方交付税交付金の特例加算（国）と臨時財政対策債（地方）で負担する仕組みとなっている。

（2）地方一般財源総額実質同水準ルール

地方財政計画においては、平成23年度以降、地方の歳出水準について国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源*3の総額について、前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされてきた（「地方一般財源総額実質同水準ルール」）。

この「地方一般財源総額実質同水準ルール」の下、地方財政計画における一般財源総額は平成23年度以降、不交付団体の水準超経費*4や消費税率の引上げに伴う社会保障の充実に相当する分などを上乘せした水準で維持されてきている。このルールの下、歳出の伸びを抑制する中で、国や地方の税収の回復に伴い、地方財政計画における歳出歳入ギャップが縮小し、臨時財政対策債の発行も減少してきている。

2. 令和2年度地方財政対策の概要について

（1）「新経済・財政再生計画」等の方針

政府は平成30年6月15日に「新経済・財政再生計画」を含む「経済財政運営と改革の基本方針2018」を閣議決定し、令和7年度（2025年度）の国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す旨を掲げた。この財政健全化目標の実現に向けて、前述した「地方一般財源総額実質同水準ルール」を令和3年度（2021年度）まで維持することとしている。

また、「令和2年度予算編成の基本方針」（令和元年12月5日閣議決定）においては、「新経済・財政再生計画」に沿った予算編成を行い、「地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める」とされた。これに先立って取りまとめられた財政制度等審議会の「令和2年度予算の編成等に関する建議」に

おいては、「地方財政計画上の歳出・歳入の水準を適正なものとしていくことこそが、国・地方を通じた財政健全化のために必要である。」とされている。

令和2年度の地方財政対策は、こうした方針・提言に沿って策定されたものである。

（2）令和2年度地方財政対策のポイント

令和2年度の地方財政対策においては、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、交付団体をはじめ地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、前年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講ずることとした。

「地方一般財源総額実質同水準ルール」を堅持すべく、地方の歳出改革等を加速・拡大させつつ、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等の取組に対応することが主な課題となった。

その結果、

- ・ 地方公共団体に交付される地方交付税交付金（出口ベース）は16.6兆円（対前年度+0.4兆円）、地方の一般財源総額を前年度と実質的に同水準の63.4兆円（対前年度+0.7兆円）としつつ、
- ・ 前年度に引き続き、国と地方が折半で負担する財源不足をゼロにするとともに、臨時財政対策債の発行を縮減する

など、地方財政の健全化を推進する内容となった。

あわせて、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用した「地域社会再生事業費」を新たに計上するとともに、防災・減災対策として、地方公共団体による河川等の浚渫を推進するための「緊急浚渫推進事業費」を創設するなど、現下の課題にも適切に対応するものとなった。

*3) 地方税、地方譲与税、地方交付税交付金、地方特例交付金、臨時財政対策債の合計。

*4) 不交付団体の基準財政収入が基準財政需要を超過する額の見込み。不交付団体の税収増に伴い、交付団体の財源（地方交付税交付金）が減少しないよう、地方財政計画の歳出に計上されている。

【資料：令和2年度地方財政対策のポイント】

1. 地方財政の健全化

- ・地方交付税交付金等（入口ベース：一般会計の歳出）は15.8兆円（▲0.2兆円）※地方特例交付金を除けば+0.1兆円
- ・地方財政計画上の地方交付税交付金（出口ベース：地方団体に交付される金額）は16.6兆円（+0.4兆円）
- ・国と地方が折半で負担する財源不足はゼロ（2年連続）
- ・臨時財政対策債の発行を3年連続縮減（3.1兆円（▲0.1兆円））

2. 地方一般財源総額の確保

- ・一般財源総額（水準超経費を含む）：63.4兆円（+0.7兆円）
- ・一般財源総額（水準超経費（不交付団体の超過財源見合い歳出）を除く）：61.8兆円（+1.1兆円）

⇒ 前年度と実質的に同水準を確保

3. 地方歳出の主なポイント

(1) 地方法人課税の新たな偏在是正措置により生じる財源の活用

- ・地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」（4,200億円）を新たに計上

(2) 防災・減災対策の推進

- ・防災・減災対策として、河川等の浚渫を推進するため、「緊急浚渫推進事業費」（900億円）を新たに計上

(3) 森林吸収源対策

- ・地方公共団体金融機構の準備金を活用し、森林の整備等に充てる森林環境譲与税を増額（400億円（+200億円））

3. 令和2年度地方財政対策（通常収支分）について

(1) 地方の歳出の見込み

A) 一般行政経費

令和2年度の地方の一般行政経費については、消費税率引上げに伴う社会保障の充実に係る事業費4兆2,968億円（対前年度+1兆6,199億円）などを含め、補助事業として22兆7,126億円（対前年度+1兆2,281億円）、地方単独事業として14兆7,510億円（対前年度+3,006億円）が計上されている。

また、地方法人課税の偏在是正措置による生じる財源を活用して、地方創生を推進するための基盤ともなる地域社会の持続可能性を確保するため、地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための新たな歳出として、「地域社会再生事業費」4,200億円を計上している。

地方創生のための「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間が始まる令和2年度においても、対前年度同額の1兆円を計上している。

この他、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税を前倒しで増加することとし、令和2年度においては400億円（対前年度+200億円）を計上しており、これにより森林整備を一層促進することとしている。

この結果、一般行政経費は、40兆3,717億円（対前年度+1兆9,520億円）となっている。

B) 投資的経費

投資的経費については、12兆7,614億円（対前年度▲2,539億円）を計上している。このうち、国の直轄事業、補助事業に係る経費については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づくもの（9,365億円（対前年度▲2,153億円））を含め、全体で6兆6,477億円（対前年度▲2,600億円）となっている。地方単独事業に係る経費については、防災・減災対策を推進するため、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について対象事業を拡充したうえで、それぞれ5,000億円（対前年度同額）、3,000億円（対前年度同額）を計上することとしており、全体で6兆1,137億円（対前年度+61億円）となっている。

C) 維持補修費

令和元年東日本台風による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川の浚渫（体積土砂の撤去等）が重要な課題である。このため、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業費」として900億円を計上している。この結果、維持補修費は1兆4,469億円（対前年度+978億円）となっている。

D) その他の経費

給与関係経費については、20兆2,876億円（対前年度▲431億円）、公債費については11兆6,979億円（対前年度▲2,109億円）、公営企業繰出金は2兆4,942億円（対前年度▲452億円）、不交付団体の水準超経費は1兆6,800億円（対前年度▲3,500億円）^{*5}が計上されている。

これらの結果、地方の歳出総額は90兆7,397億円（対前年度+1兆1,467億円）となっている。

(2) 地方の歳入の見込み**A) 地方税収等**

令和2年度は、令和元年10月からの消費税率の引上げに伴う地方消費税の増収等を見込み、地方税収等（地方税収及び地方譲与税収の合計額）は43兆5,452億円（対前年度+6,696億円）を計上している。これは過去最高の水準である。

B) 地方特例交付金

地方特例交付金について、令和2年度においては、2,007億円（対前年度▲2,333億円）が計上されている。その内訳は、住宅ローン減税による個人住民税の減収を補填するための交付金1,749億円、自動車課税の臨時的な軽減による減収を補填するための交付金258億円である。

なお、令和元年度地方財政計画に計上されていた子ども・子育て支援臨時交付金（2,349億円）は、令和元年度は消費税率の引上げに伴う地方の増収が僅か

あることから、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に係る地方負担分を初年度に限って国費で補填するために計上したものであったため、令和2年度においては計上していない。

C) 地方交付税交付金

地方交付税交付金については、(3) 地方交付税交付金・地方一般財源総額で述べるとおりであり、16兆5,882億円（対前年度+4,073億円）を計上している。

D) その他の地方歳入

国庫支出金（補助事業の実施のため国が地方団体に交付する補助金等）については、15兆2,157億円（対前年度+4,983億円）が計上されている。これは、幼児教育・保育の無償化等の社会保障に係る経費の国負担分等を反映したものである。

地方債（臨時財政対策債を除く）については、令和2年度の発行額は6兆1,385億円（対前年度▲329億円）となっている。

臨時財政対策債については、前年度に引き続き発行額を抑制し3兆1,398億円（対前年度▲1,171億円）となっている^{*6}。

これらの他、使用料及び手数料として1兆5,761億円（対前年度▲322億円）、雑収入として4兆3,776億円（対前年度▲111億円）などが計上されている。

(3) 地方交付税交付金・地方一般財源総額

地方交付税交付金については、まず、国税の一定割合に当たる分（法定率分）が15兆3,253億円（対前年度▲1,979億円）となっている。これに過去の地方財政対策における国と地方の貸し借りなどに起因する法定加算等5,187億円（対前年度+2,554億円）を加え、過年度の精算に伴う2,355億円（対前年度同額）を減じた額15兆6,085億円（対前年度+575億円）が、国の一般会計からの地方交付税交付金（入口ベース）となっている^{*7}。

上記の歳出・交付税以外の歳入の見積もりや法定率分等、後述する特会財源を踏まえると、前年度に引き

*5) 水準超経費の減は、偏在是正措置により不交付団体の財源が交付団体へと移転されること等によるものである。

*6) 令和2年度の臨時財政対策債は、新規発行に相当するものではなく、過去発行分の元利償還金（の一部）に相当するものである。

*7) これに地方特例交付金2,007億円を加えた15兆8,093億円（対前年度▲1,758億円）が、入口ベースの地方交付税交付金「等」である。

続き、国と地方が折半して補填する財源不足は生じないため、地方交付税交付金の特例加算は行わないこととしている。

交付税特会からの財源は、地方法人税の見込額1兆4,564億円（対前年度+7,688億円）等から同特会における借入金の償還額と支払利子の合計5,771億円（対前年度+21億円）を控除した9,797億円（対前年度+3,498億円）であり、これを入口ベースの地方交付税交付金に加算した16兆5,882億円（対前年度+4,073億円）が、出口ベースの地方交付税交付金となる。

これにより、地方交付税交付金（出口ベース）に臨時財政対策債、地方税、地方譲与税及び地方特例交付金を加えた地方の一般財源総額は63兆4,318億円（対前年度+7,246億円）を確保している。この+7,246億円は、地方一般財源総額実質同水準ルールの下、消費税率の10%への引上げに伴う社会保障の充実や地方法人課税の偏在是正措置による財源の活用等を踏まえたものである。

この一般財源総額に国庫支出金や地方債（臨時財政

対策債を除く）等の特定財源を加えた歳入総額は90兆7,397億円（対前年度+1兆1,467億円）となり、歳出総額と同額となる。

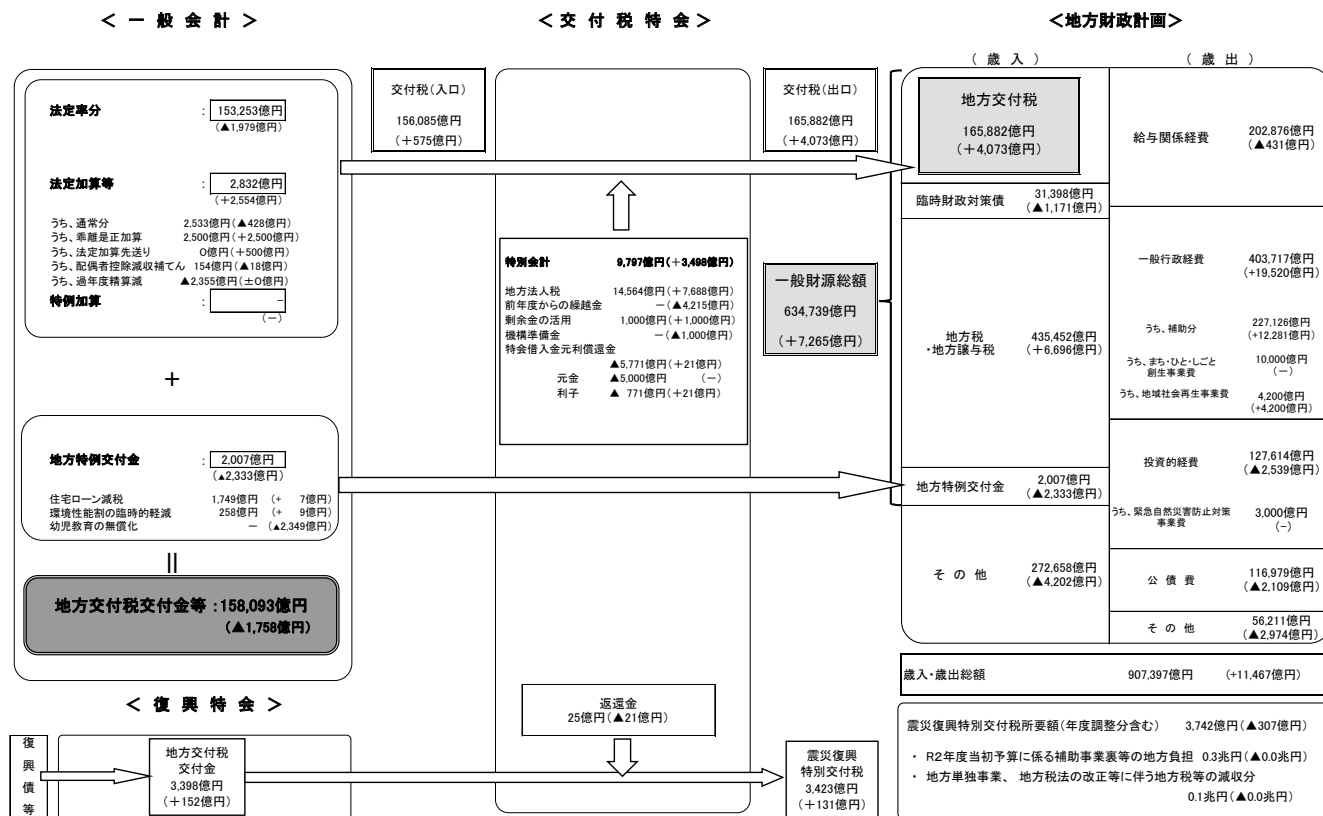
4. 令和2年度地方財政対策（東日本大震災分）について

東日本大震災の復旧・復興に当たっては、平成28年度からの復興・創生期間においても、復旧・復興事業及び全国防災事業について、それぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとされている。その財源については、改正された復興財源確保法^{*8}において、必要な措置が講じられた。

（1）復旧・復興事業費

令和2年度地方財政対策においては、A) 直轄・補助事業の地方負担分（公営企業債等により賄うこととされている地方負担額を除く）として2,942億円、B) 地方単独事業分（単独災害復旧事業及び中長期職

【資料：令和2年度地方財政計画の概要】



(注) () 内は対前年度当初増減。計数は四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

*8) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）

員派遣等)として406億円、C) 地方税の特例減税措置等に伴う減収分への対応として394億円、合計3,742億円を計上した上で、その財源として、過去の繰入分のうち交付税特会からの支出見込みがなくなった319億円(年度調整分)を除く3,423億円を震災復興特別交付税として措置し、東日本大震災からの復旧・復興への対応に万全を期すこととしている。なお、この震災復興特別交付税の財源は、東日本大震災復興特別会計から交付税特会に繰り入れられることとされている(返還金25億円を除く)。

(2) 全国防災事業

全国防災事業(全国的に直轄・補助事業として行われる緊急防災・減災事業)の地方負担分は、個人住民税の均等割の標準税率の10年間の引上げといった地方税における時限的な税制措置などの地方負担で賄うこととしており、この事業費と財源については通常収支分と別に整理されている*9。当該事業の実施は平成27年度で終了し、平成28年度以降は、これまでの全国防災事業に伴って発行した地方債の元利償還金(公債費)及びこれに充当する歳入のみの計上が行われている。令和2年度の公債費は1,092億円(対前年度+34億円)となっており、これを時限的な税制措置による地方税収756億円(対前年度+11億円)と、通常収支分からの充当335億円(対前年度+23億円)等で賄うこととしている。

5. おわりに

以上のとおり、令和2年度地方財政対策は、消費税率引上げに伴う社会保障の充実や地方法人課税の偏在是正効果の活用等を踏まえ、地方一般財源総額を前年度と実質的に同水準としつつ、臨時財政対策債の発行を縮減するなど、地方財政の健全化を推進する内容となった。

今後も国・地方を通じた財政健全化を更に進めるためには、令和3年度以降も「地方一般財源総額実質同水準ルール」を堅持していく必要がある。そのためには、

地方財政計画に計上された事業の実績や効果について検証し、歳出改革を行っていくことが不可欠である。また、地方財政計画に計上されている各経費の内訳や決算との対応関係等の「見える化」を進め、PDCAサイクルを機能させていかなければならない*10。

*9) なお、地方単独事業分については、平成24年度までは全国防災事業として実施されていたが、平成25年度以降、通常収支において緊急防災・減災事業費として計上している。

*10) 令和元年3月に、総務省は地方単独事業(ソフト)の決算額の内訳を調査・公表した。これは、「見える化」にとっての重要な一歩であると評価できる。データの経年比較を行い、PDCAサイクルを確立するためにも、この取組を深化・拡大させ、継続していくことが重要である。